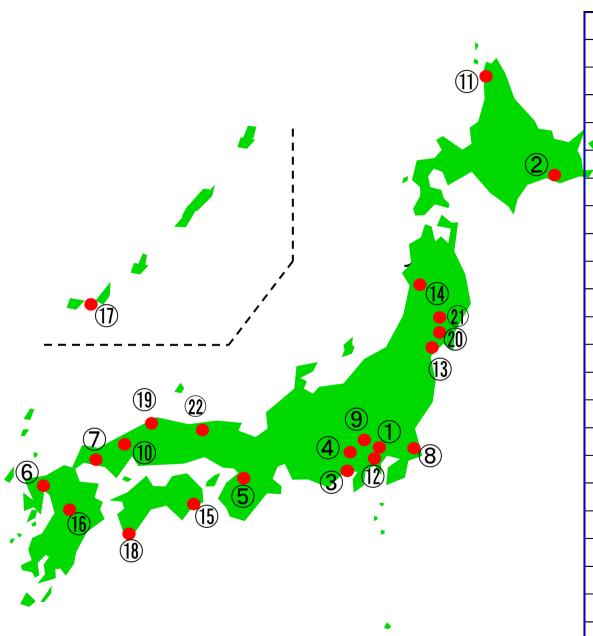
# 自然再生推進法に基づく 自然再生協議会の概要

平成22年6月

# 自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H22.5月末現在



		協議会名	設立日
	1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
	2	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
	3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
	4	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
	5	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
I	6	樫原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
	7	根野川河口域·干潟自然再生協議会 ・ ・	H16.8.1
	8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
I	9	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
	10	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
	11)	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
	12	野川第一•第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
	13	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
	14)	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
	15)	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
	16)	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
	17)	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
	18)	竜串自然再生協議会	H18.9.9
	19	中海自然再生協議会	H19.6.30
	20	伊豆沼•内沼自然再生協議会	H20.9.7
	21)	久保川イーハートーブ自然再生協議会	H21.5.16
	22	上山高原自然再生協議会	H22.3.21

# 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在全国各地で22の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成が進められています。

平成22年6月現在

	14.54 A A		Lor aux	1# -L = #L	A 44### /6-#-F	平成22年 6月現在
	協議会名	位置	<u>横 要</u>	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	54	H16.3.31 H18.5.28変更	_
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	125	H17.3.31	(H18.2.28/達古武) (H18.1.31/南標茶) (H18.1.31/南標茶) (H18.8.1/茅沼地区) (H18.8.1/茅沼地区) (H18.8.1/久著呂川) (H19.9.6/雷別)
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の 保全・再生を検討。	62	H19.3.1	H20.12.8
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	36	H20.3.21	_
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常 緑樹林帯の再生を検討。	41	H16.10.21	H17.6.1
6	樫原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	36	H17.1.26	H17.3.31
7	椹野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	椹野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	56	H17.3.31	_
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協 議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	60	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	65	H17.3.12	_
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	30	H18.3.31	H18.10.30
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53	H18.2.2	H18.7.13/国土交通省北海道 開発局稚内開発建設部他 H21.7.2/環境省
12	野川第一·第二調節池地区自然再生協 議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	48	H18.9.13	H18.10.16
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再 生を検討。	23	H18.9.16	H20.3.29
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	21	H18.3.31	H18.10.20 H21.4.27.変更
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	54	H18.3.31	_
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	138	H19.3.7	H21.3.4
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を 少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	87	H19.9.1	H20.6.13
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	72	H20.3.28	H22.1.28
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	74	H20.11.22	_
20	伊豆沼·内沼自然再生協議会	宮城県	豊かな水生植物群落を復元し、多様な水鳥、在来魚が生息していた湿地環境、湿原景観を再生することを検討。	38	H21.10.31	_
21	久保川イーハートーブ自然再生協議会	岩手県	ため池等での外来種対策、適切な管理による雑木林や水辺の生物多様性の保全再生を図り、恵み豊かな里 地里山の自然を次世代に引き継ぐことを検討。	25	H21.5.16	H21.5.16
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	スギ等の人工林の広葉樹への転換と二次的自然であるススキ草原の再生。	8	H22.3.21	_
	•	•	•			•

# 目次

$\bigcirc$	自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図
0	自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組 ・・・・・・ p 1
2	釧路湿原自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・ p 3
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組 ・・・・・・ p 6
4	多摩川源流自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・ p 8
5	神於山保全活用推進協議会の取組 ・・・・・・・・ p 10
6	樫原湿原地区自然再生協議会の取組 ・・・・・・・ p 12
7	椹野川河口域・干潟自然再生協議会の取組 ・・・・・・ p 1
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組 ・・・・ p 16
9	くぬぎ山地区自然再生協議会の取組 ・・・・・・・ p 18
10	八幡湿原自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・ p 20
11	上サロベツ自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・ p 22
12	野川第一・第二調整池地区自然再生協議会の取組 ・・・・・ p 24
13	蒲生干潟自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・ p 20
14	森吉山麓高原自然再生協議会の取組 ・・・・・・・ p 28
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会の取組 ・・・・・・・ p 30
16	阿蘇草原再生協議会の取組 ・・・・・・・・・・・・ p 32
17	石西礁湖自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・ p 3-
18	竜串自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・・ p 30
19	中海自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・・ p 38
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会の取組・・・・・・・ p 40
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会の取組・・・・・・・ p 4:
22	上山高原自然再生協議会の取組 ・・・・・・・・・ p 4

# 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湿地環境の保全再生

乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成15年7月に組織化し、現在の構成員数54。

個人(専門家を含む)25、団体21、関係地方公共団体7、関係行政機関1

## 3 自然再生全体構想

平成16年3月に作成し、平成18年5月に改訂。

# ○自然再生の対象区域

荒川中流域においてかつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている太郎右衛門橋下流約4km区間。

# ○自然再生の目標

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然 再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。

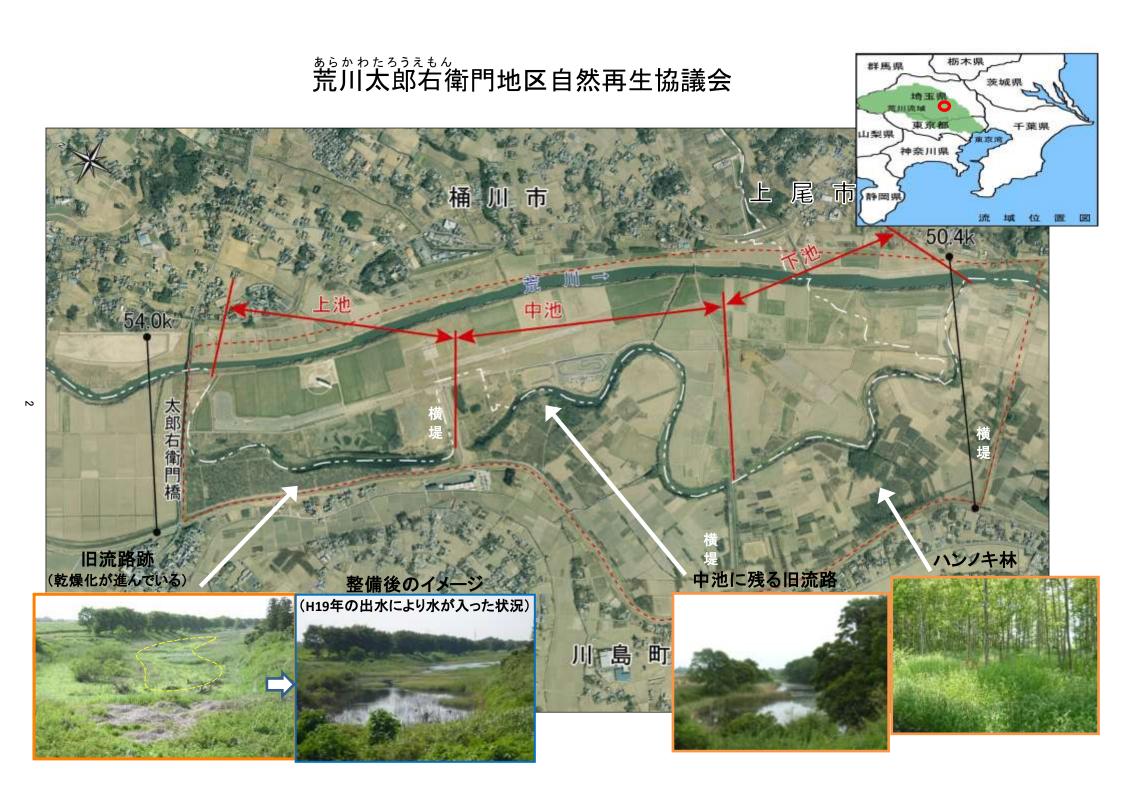
- ①湿地環境の保全・再生、 ②過去に確認された生物が住める環境の再生、③蛇行河川の復元、
- ④ 荒川エコロジカル・ネットワーク、⑤ 治水面からもプラスの5つの目標を設定。

## 4 自然再生事業実施計画

検討中。

#### 【進捗状況】

実施計画の内容(上池の掘削、中池・下池における河畔林の保全・再生方法)について協議・検討しているところ。



# 釧路湿原自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湿原の再生

流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。

# 2 自然再生協議会

平成15年11月に組織化し、現在の構成員数125。 個人(専門家を含む)60、団体54、関係地方公共団体8、関係行政機関3

## 3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

釧路川水系の集水域(約25万ha)。

# ○自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

流域全体としての到達すべき目標として、①湿原生態系の質的量的な回復、②湿原生態系を維持する循環の再生、③湿原と持続的に関われる社会づくりの3つを設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

○土砂流入対策(沈砂池)実施計画 [雪裡・幌呂地域] (平成18年1月作成、

実施者:国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、鶴居村)

国営土地改良事業を実施している阿寒郡鶴居村の雪裡川、幌呂川の下流域において、①排水路合流 部への沈砂池の設置(5箇所)、②沈砂池の維持管理を実施。

#### 【進捗状況】

堆積土砂の状況等のモニタリング調査を継続。

○土砂流入対策(沈砂池)実施計画[南標茶地域](平成18年1月作成、実施者

: 国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合)

国営土地改良事業で実施済みの川上郡標茶町の釧路川及びオソベツ川において、①排水路合流部に 沈砂池を設置済み(7箇所)、②沈砂池の維持管理を実施。(標茶西地区農地・水保全隊)

#### 【進捗状況】

堆積土砂の状況等のモニタリング調査を継続。(標茶西地区農地・水保全隊)

○釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画 (平成18年2月作成、実施者:環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所)

達古武地域約4,200haのうち、達古武沼北側の約148haの区域において、①カラマツ林を広葉樹に誘導するためのササの被陰・エゾシカによる被食等を効果的に取り除く手法の実証試験、②土留め柵を用いた土砂流出防止対策、③環境学習を実施。

#### 【進捗状況】

実施計画に基づき、自然再生のため、「広葉樹の稚樹定着成長の阻害要因を効果的に取り除く手法の検討」、「苗畑圃場の整備」(圃場造成4,000 m<sup>2</sup>、防鹿柵530 m、育苗用ビニールハウス 1 棟)、作業道における「土砂流出防止対策」(11箇所)を実施。環境学習(調査体験会13回)、「ササの除去」(地表処理14.6ha)、「植栽」(0.5ha)を実施。

○釧路湿原自然再生事業茅沼地区旧川復元実施計画 (平成18年8月作成、実施者:国土交通省北海道開発局釧路開発建設部)

釧路湿原流入部となる釧路川河口から32km付近にある茅沼地区(標茶町内)において、①直線河道 堀削時の置土である右岸残土の撤去(2.6km)、②旧川の復元(2.4km)、③直線河道の埋め戻し(1.6km) を実施。

#### 【進捗状況】

旧川(2.4km)への通水完了。引き続き右岸残土の撤去(1.8km)と直線河道の埋め戻し(1.2km)を実施。

○釧路湿原自然再生事業土砂流入対策実施計画 [久著呂川] (平成18年8月 作成、実施者:国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所、鶴居 村、下久著呂地区農業用排水路維持管理組合等)

久著呂川流域(標茶町・鶴居村内)において、①河道の安定化対策(落差エ3基、床固工等)、②河道沿いの土砂調整地の整備、③排水路合流部に沈砂池を設置済み(3箇所)、④水辺林・緩衝帯の整備・保全、⑤湿原流入部土砂調整地の整備を実施。

#### 【進捗状況】

<河川>実施計画に基づき、北海道が河道安定対策として落差エ1基をH19に完成させ、H20に2基目に着手。また、国土交通省が湿原流入部土砂調整地の本格工事に着手。

<農業>沈砂池(全3箇所)の設置。また、堆積土砂の状況等のモニタリング調査を実施。

○雷別地区自然再生事業実施計画 (平成19年9月作成、実施者: 林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター)

雷別地区国有林293林班内のササ地(20.21ha)で、①現存する広葉樹稚樹等の保全(0.66ha)、②無立木地等への天然更新(14.90ha)及び人工植栽(4.65ha)を実施。

#### 【進捗状況】

試行実験地造成(人工植栽区域0.19ha、天然更新区域0.56ha)、地がき、防鹿柵設置(180m)及び人工植栽区域の地がき箇所における試験植栽(ミズナラ144本、ハルニレ144本、ヤチダモ96本)を実施。また、地がき後のササや草本類の回復状況、天然下種更新木の発生状況、植栽木の成長状況、エゾシカによる被食状況について調査。

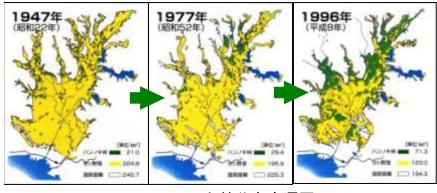
平成21年度に無立木地の地表処理7.86haを実施。

なお、事業着手箇所において母樹の配置、更新木の生育状況等を精査し、区域の一部見直しを検討。

# 釧路湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域 (全体構想より)



ハンノキ林分布変遷図

湿原内への土砂流入の増加等により 湿原の植生が急速に変化している



直線化した河道 (旧川復元による再蛇行化を実施中)



川底が削られた河川 (拡幅による流速低下策や河床安定のための 工作物設置を計画)



気象害を受けて立枯れとなったトドマツ 人工林(森林再生を計画)



単一樹種の一斉造林 (間伐や鹿対策による混交林化を計画)

ともえがわ あさはた

# 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湿地生態系の保全・再生及び良好な水環境の再生

洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全 再生を検討。

# 2 自然再生協議会

平成16年1月に組織化し、現在の構成員数62。

個人(専門家を含む)29、団体26、関係地方公共団体6、関係行政機関1

# 3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

麻機遊水地

比較的良好な湿地環境が残る第1工区(約22ha)、第3工区(約55ha)、第4工区(約32ha)の合計約109ha。

# ○自然再生の目標

麻機遊水地に昔から暮らしてきた多様な生き物たちが、遊水地で生息

・生育できる環境を再生していくことを目指す。

①良好な水環境の再生(全体)、 ②在来種の保全と生態系のバランスの維持(環)、③人と自然との持続的な関わりづくり(和)、④周辺とのネットワークづくり(輪)、⑤ゾーニング計画の5つの目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

○巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画(平成20年12月作成、

実施者:巴川流域麻機遊水地自然再生協議会、静岡県静岡土木事務所、静岡市)

麻機遊水地第1・3・4工区内において、①水路の再生、②湿地環境の再生(水田表土の活用、湿地の撹乱)、③多様性のある池沼部の再生、④外来種の駆除、⑤人と自然との良好な関わりづくりを実施。

#### 【進捗状況】

麻機遊水地第3工区において、魚類の生息環境の改善や水循環の確保のため、道路により分断されている池の連続性を確保するために連通管を設置。

また、第3工区の湿地において、ミズアオイなどの植物の再生を目的に湿地の撹乱を実施するとともに、第3・4工区の池沼部では、開放水面確保のため池沼部の外来植物の駆除を実施。

# 









# 多摩川源流自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

森林の再生及び景観の再生

山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成16年3月に組織化し、現在の構成員数36。

個人(専門家を含む)19、団体9、関係地方公共団体5、関係行政機関3

## 3 自然再生全体構想

平成20年3月に作成。

○自然再生の対象区域

小菅村全域。

# ○自然再生の目標

多摩川源流域の河川、森林、里山、里地その他の自然環境を保全し、 再生し、創出し、その状態を維持管理することを通して、自然と共生す る社会の実現を図る。

①自然環境を保全し、「源流らしさ、小菅らしさ」の里づくり、②豊かな生態系を守り、「安全で、健康で豊かな」源流の郷づくり、③自然と人間の繋がりを回復し、「自然に学び、自然と共生する」資源循環型の里づくりの3つの目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

検討中。

#### 【進捗状況】

平成15年度から「森林再生プロジェクト」としてボランティアを募り、東京農業大学と北都留森林組合の指導と協力を得て、村内の人工林(民有林)の除間伐や枝打ち等を実施。また、平成19年10月、「多摩川源流100年の森づくり」の一環として、第1号作業路(大橋式作業路)を鶴峠に完成。平成20年度も作業路(大橋式作業路)を500m延長。また、民有地にも150m開設。作業道開設と平行して、大橋式作業道開設研修会を開催している。

また、平成20年9月に「源流文化再生プロジェクト」として天然冷蔵庫となる「室」を復元。また、12月に山村文化の継承として「炭焼き窯」を作成し、炭焼きに取り組んでいる。

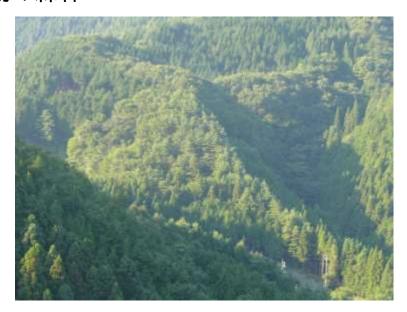
# 多摩川源流自然再生協議会

# 〇位置図





# ○多摩川源流の森林



# 〇荒廃した人工林の再生が必要



# 神於山保全活用推進協議会の取組

## 1 再生内容

里山の再生

竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉広葉樹林帯の再生を行う。

# 2 自然再生協議会

平成16年5月に組織化し、現在の構成員数41。

個人(専門家を含む)2、団体29、関係地方公共団体7、関係行政機関3

## 3 自然再生全体構想

平成16年10月に作成。

○自然再生の対象区域

岸和田市神於山全域(180ha)。

# ○自然再生の目標

身近な自然である神於山の自然再生と今日の里山のあり方を考えることを通して、自然環境の大切さを見つめ直す。

①森・川・海のつながり、②人と自然・人と人とのつながり、③里山とまちとのつながりの3つの理念に基づき、長期目標(100年後の目標)として「里山の再生」、当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を設定。

## 4 自然再生事業実施計画

○神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画 (平成17年6月作成、実施者:大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ)

生活環境保全林整備事業の対象となる岸和田市所有林(約37ha)において、①竹の伐採等の森林再生、②作業車道(670m)・歩道(4,200m)の整備等を実施。

#### 【進捗状況】

「荒廃森林のタイプ別整備」(タケ優先林:林種転換、クズ・ササのヤブ状地:林種転換、荒廃密生林:本数密度調整、自然誘導林:現況維持)、「作業歩道等の付帯施設を含めた施設整備」を実施。また、タケの利活用による「自然再生モニタリング調査」を実施。

# 神於山保全活用推進協議会





神於山全景



放置竹林の拡大



森林の維持・管理 を行う作業路の 整備



市民が親しめる 自然の再生 (遊歩道の整備)

# 樫原湿原地区自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湿原の再生

「佐賀県自然環境保全地域」である樫原湿原の再生と維持管理を行う。

# 2 自然再生協議会

平成16年7月に組織化し、現在の構成員数36。

個人(専門家を含む)18、団体9、関係地方公共団体6、関係行政機関3

# 3 自然再生全体構想

平成17年1月に作成。

○自然再生の対象区域

樫原湿原(樫原県自然環境保全地域特別地区8ha)。

# ○自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が少なく、農林業により適切な影響を与えていたと推測される七山村道開通以前の状態(昭和40年代前半)に再生する。

短期計画 : ①自然植生の再生、②水田跡地(人工湿地)及び周辺の再生、③水深の制御、木道

等の設置、④ボランティアステーションの設置、⑤その他

中・長期計画:①周辺森林の水源涵養能力の向上等、②駐車場・村道部分の湿地再生、③その他

#### 4 自然再生事業実施計画

○樫原湿原地区自然再生事業実施計画 (平成17年3月作成、実施者:佐賀県く らし環境本部環境課)

樫原湿原において、浚渫及びミズゴケの抜き取りによる解放水面の拡大により、自然植生を再生。

#### 【進捗状況】

自然植生の再生のため、ミズゴケ等の除去、湿地の浚渫、侵入した灌木、ヨシ及びセイタカアワダチソウの除去、周囲林の除伐を実施。

現在は、維持管理を中心に実施。今後の取組方向等については検討中。

# 型原湿原地区自然再生協議会 型原湿原地区自然再生協議会



自然再生の対象となる区域 (全体構想より)



かつては開放水面だった場所が 低木林化



ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

# ●浚渫及び植生(ミズゴケ・ミツガシワ)の抜き取りの実施



開放水面の減少、陸化が進行



開放水面の拡大 (多様な植生の回復)



ボランティアによる 中学生への環境学習

# **椹野川河口域・干潟自然再生協議会の取組**

#### 1 再生内容

干潟の再生

椹野川河口干潟等の自然環境の再生・維持に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成16年8月に組織化し、現在の構成員数56。

個人(専門家を含む)23、団体18、関係地方公共団体11、関係行政機関4

# 3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成

○自然再生の対象区域

棋野川河口域、干潟(344ha)及び山口湾

# ○自然再生の目標

椹野川河口干潟等の現況、椹野川流域での変遷や変化を把握し、河口 干潟等の再生の目標を「里海の再生」と位置づけて取り組む。

①豊かな泥干潟の区域、②豊かな砂干潟の区域、③カブトガニ産卵場保全区域、④豊かなアマモ場・浅場、⑤豊かな泥浜・レク干潟、⑥豊かな後浜(後背地)の区域、⑦現状干潟の観察・維持区域の7つにゾーニングして目標達成を目指す。

#### 4 自然再生事業実施計画

実施計画の策定については検討中

#### 【進捗状況】

- ①干潟再生:
  - ・カキ殻高密度分布域であった中潟において殻粉砕工法や耕耘混合砂工法による低質環境改善を実施 (モニタリング調査(H22.4) においてアサリ(100個/m<sup>2</sup>)の生息を確認)。
  - ・南潟において干潟の耕耘作業、竹柵・被覆網を設置(被覆網設置箇所において漁獲サイズ以上(3cm以上)のアサリを確認(H21))
- ②アマモ場の再生;

漁業者、地域住民の協働によるアマモの花枝採集及び播種(アマモの生育場所が142haに回復(H20))

②カブトガニ幼生生息調査:カブトガニ産卵・生息場の保全を図るための幼生の生育状況調査を実施

# <sup>あしのがわ</sup> 椹野川河口域・干潟自然再生協議会

- ◆自然再生の対象となる区域(山口県山口市) 椹野川河口域から山口湾内の干潟等
- ◆自然再生の基本的な考え方と方向性
  - ○自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)
  - ・椹野川河口干潟等の生物多様性の確保
  - ・多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
  - ・科学的知見に基づく順応的取組
  - 〇人が適度な働きかけを継続することで、自然から のあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる 『里海』の再生を目指す。
- ◆自然再生の目標

『里海』の再生

具体的な目標 <自然再生ゾーニング>

: 豊かな泥干潟の区域

\_\_\_\_\_:豊かな砂干潟の区域

■■■■:カブトガニ産卵場保全区域

\_\_\_\_\_\_: 豊かなアマモ場・浅場

: 豊かな泥浜・レク干潟

:豊かな後浜(背後地)の区域

: 現状干潟の観察・維持区域



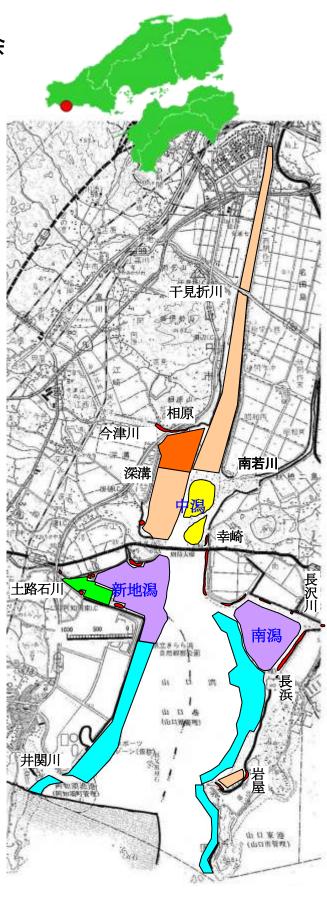
干潟耕耘作業の様子



アマモ生育の様子



カブトガニの産卵場の保全



ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

自然再生の対象となる区域 (全体構想より)

# 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湖岸環境の保全・再生及び湖岸景観の再生

霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境等の再生に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成16年10月に組織化し、現在の構成員数60。

個人(専門家を含む)45、関係地方公共団体13、関係行政機関2

## 3 自然再生全体構想

平成17年11月に作成。

○自然再生の対象区域

霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間 (概ね西浦中岸3.5kmの区間)の沿岸域。

# ○自然再生の目標

多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全 ・再生に取り組む。

①湖岸環境の保全・再生、 ②人と湖のつながりの再生、③湖岸景観(場)の再生の3つの目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

- ○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【A区間】(平成18年
  - 11月作成、実施者:国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、鋼矢板の切断によるワンド地形を形成(西浦中岸0.6kmにわたる堤外地)

#### 【進捗状況】

く国土交通省>陸岸の堀りこみと矢板列の一部切断によるワンド地形の再生を実施。また、ワンド地形変化把握のためのモニタリングを実施。

<協議会>ワンド間の水路整備を実施。(今後、観察路の整備等、モニタリングや環境学習への場の整備を実施予定)

- ○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【B区間】(平成19年
  - 9月作成、実施者:国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、治水上必要な施設を設け既存堤防を一部開削 し浅水域、静水域、深場を持つ湾入部等を整備(西浦中岸0.3kmにわたる湖岸)

#### 【進捗状況】

築堤工事が完了。

# 霞ヶ浦田村・沖宿地区自然再生事業

以前霞ヶ浦ではヨシ等の湖岸植生帯が多く見られました。本事業は、湖岸植生帯の保全・回復・再生することを目的として、自然再生推進法に基づき実施するものです。主な実施内容は下記のとおりです。

- ①湖岸植生帯の保全・回復のため粗朶消波工の整備
- ②かつての湖岸植生再生のため底泥埋土種子(シードバンク)を含む土砂の置換を実施。
- ③多様な水深帯を持つ湖岸環境を整備するため引堤の養生完了後、現堤防の一部開削。



# くぬぎ山地区自然再生協議会の取組

# 1 再生内容

平地林の再生

武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数65。

個人(専門家を含む)37、団体20、関係地方公共団体5、関係行政機関3

# 3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

# ○自然再生の対象区域

川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約15 2haの区域。

# ○自然再生の目標

高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりあいによって育まれてきた多様な環境を有する自然に再生することを目指す。

①平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する、 ②平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ、③改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する、④利活用を図り、平地林の新たな価値を創造するの4つの目標を設定。

## 4 自然再生事業実施計画

検討中。

#### 【進捗状況】

現在までに、産業廃棄物処理場の撤去跡地 2 箇所 (4,960 m²) の植生復元、荒廃雑木林 8 箇所 (3.5ha) の整備を実施。

# くぬぎ山地区自然再生協議会

- ◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や循環型農業の衰退など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。
- ◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。
- ◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の 作成に向けて協議を行う。

#### <活動状況>

- ○第1回自然再生協議会(平成16年11月6日)
  - ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体(埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町)、関係行政機関(国 土交通省、農林水産省、環境省)からなる協議会の設立
  - ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置
- ○くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成(平成17年3月12日)
- ○第8回自然再生協議会(平成18年6月4日)
  - ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置
- 〇第16回自然再生協議会(平成21年9月12日)
  - ・県から地権者アンケートの結果、くぬぎ山地区の近郊緑地保全区域指定が困難になったことを報告
- 〇第18回自然再生協議会(平成22年3月13日)
  - 正副会長等の役員選任(勅使河原会長)
- 〇第19回自然再生協議会(平成22年5月22日)
  - 保全活動を実施することを合意
- 〇平成16年11月の第1回協議会より、平成22年5月までに計19回開催
- ◆自然再生協議会の構成員合計65(学識経験者・個人・団体・行政機関) ※平成22年4月現在





空撮写真



樹林地内の様子

#### ペッカル 八幡湿原自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湿原の再生

臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数30。 個人(専門家を含む)15、団体9、関係地方公共団体5、関係行政機関1

## 3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56haの区域。

# ○自然再生の目標

『命の環 つなげる』をキャッチフレーズに、牧場造成前の昭和30年 代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

①文献資料からの再生目標、②現存植生の視点からの目標植生、③植生遷移の視点からの目標植生を設定。

# 4 自然再生事業実施計画

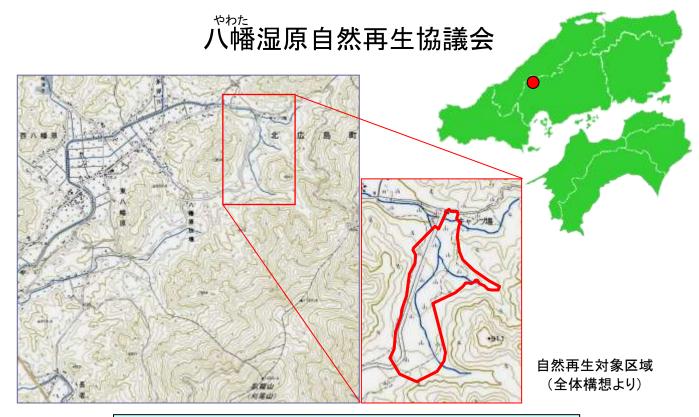
○八幡湿原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者:広島県)

自然再生対象区域17.56haを湿地植生の有無等によって5つにゾーニングし、この中で①立木の伐採、 ②コンクリート水路の撤去、③自然形態の河川への整備、④河川の堰上げ、⑤導水路の整備等を実施

#### 【進捗状況】

実施計画に基づき、区域内において河川両岸の「立木の伐採」、「コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備」、「取水堰3箇所の設置等による河川の堰上げ」、「幹線導水路、補助導水路の整備」、「観察路、解説板等の整備」等を実施し、平成22年3月に実施計画に基づく工事が完了。

今後は、湿原生態系の再生状況をモニタリングするとともに、自然環境学習等に積極的に活用して いく予定



# 八幡湿原自然再生事業(実施計画 H18.10月広島県策定)

- 1 実施主体:広島県
- 2 実施期間:H19~H21 (工事期間)
- 3 主な実施内容
- ○立木の伐採
- 〇 コンクリート水路の撤去
- 〇 自然形態河川の整備
- 〇 取水堰の設置







立木の伐採





コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備



取水堰の設置



導水路の整備



観察路の整備

# 上サロベツ自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

湿原の再生

国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成17年1月に組織化し、現在の構成員数53。

個人(専門家を含む)27、団体17、関係地方公共団体4、関係行政機関5

## 3 自然再生全体構想

平成18年2月に作成。

○自然再生の対象区域

主として豊富町内の国立公園である上サロベツ湿原の区域。

# ○自然再生の目標

優れた自然景観を備え学術的に価値の高いサロベツ湿原の保全と、自 然の恵みのなかで営まれる農業との共生を目指す。

①高層湿原の自然再生、②ペンケ沼の自然再生、③泥炭採取跡地の自然再生、④砂丘林帯湖沼群の自然再生に係る目標のほか、農業の振興や地域づくりについても目標を設定。

## 4 自然再生事業実施計画

- ○上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画(平成18年7月作成、実施者:豊富町、サロベツ農事連絡会議及び国土交通省北海道開発 局稚内開発建設部)
  - ①農用地と湿原が直接隣接する箇所の内、湿原の地下水位に影響を及ぼしていると推察される農用 地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。②整備する農業用排水路に設置される沈砂地を 適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

#### 【進捗状況】

<北海道開発局>緩衝帯及び沈砂池の設置、緩衝帯実証試験地モニタリングの継続。

## ○上サロベツ自然再生事業実施計画

(平成21年7月作成、実施者:環境省北海道地方環境事務所)

①水抜き水路の堰き止めによる地下水の流出抑制、②ササ生育地の拡大を防ぐための手法確立、③ サロベツ原生花園園地跡地における盛土表層の剥ぎ取りと泥炭の撒き出しによる植生回復、④泥炭 採掘跡地における湿原植生の再生等を実施。

#### 【進捗状況】

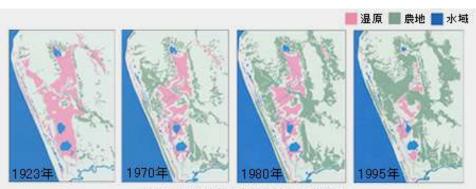
落合沼の水抜き水路の堰き止めを実施、また地下水位等についてモニタリングを継続。

# 上サロベツ自然再生協議会





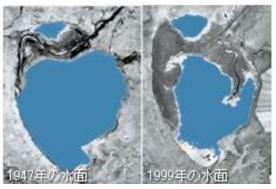
泥炭採掘跡地の開放水面



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大

農地の地盤沈下 手前の牧草地が奥の湿原より

1mほど低くなっている



ペンケ沼の埋塞 上流からの土砂流入等により水面が約半分に減少



排水路の設置による乾燥化の進行湿地に隣接する農地での排水不良

# 野川第一・第二調整池地区自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

水環境の再生及び河川生態系の再生

土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成17年3月に組織化し、現在の構成員数48。

個人(専門家を含む)26、団体13、関係地方公共団体8、関係行政機関1

## 3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

# ○自然再生の対象区域

野川第一調節池(1.5ha)、第二調節池(1.7ha)、野川(小金井新橋~二枚橋)。

# ○自然再生の目標

昭和30年代前半、事業対象地区に存在していた「水のある農の風景」 を規範とし、当時の風景が持っていた水を中心とした環境システムの再 生を目指す。

①水のある自然環境の再生、②自然のふれあい利用、③市民参加による整備、維持管理の3つを 自然再生の方向性とし、この中で8つの個別目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

○野川第一·第二調節池地区自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、

実施者:東京都建設局北多摩南部建設事務所)

第一期計画 (3年程度): ①野川からの導水、②田んぼ  $(130\,\text{m}^2)$ 、湿地  $(130\,\text{m}^2)$ 、ため池  $(130\,\text{m}^2)$ 等の

整備、③植生復元調査区の設定等

第二期計画(2年程度): ①野川における瀬・蛇行等の形成、②湿地の拡大(260m²)による野川から

調節池に至る水環境システムの構築等

#### 【進捗状況】

第一調節池の湿地・田んぼ・ため池・水路・野川からの導水施設整備・越流堤の改善、第二調節池 の草地化調査を実施(調査区設置)。

また、植物、昆虫、水生生物、水量、水質等のモニタリング調査を実施。

# 野川第一•第二調整池地区自然再生協議会



# 自然再生の実施イメージ

# 行政機関

[東京都建設局

北多摩南部建設事務所]

・整備、モニタリング等

# 野川第一·第二調節池 地区自然再生協議会

[市民、市民団体、学識経験 者行政で組織]

<平成 17 年 3 月設立>
・自然再生事業の方向性を議論
・全体構想、実施計画書を策定

# 野川自然の会

[維持管理運営を担う

市民団体]

・維持管理、モニタリング等

#### 維持管理等に関する覚書を結んでいます。

野川自然の会と、東京都(北多摩南部建設事務所)は、 維持管理等に関する覚書を締結して、野川の自然再生に 協働して取り組んでいます。

平成19年3月 湿地、田んぼ、水路等整備 平成20年3月 野川からの導水路、ため池、

水路等整備

平成21年3月 越流堤の改善

平成22年3月 越流堤の改善

平成17年3月 野川第一·第二調節池地区

自然再生協議会設立

平成 18 年 9 月 全体構想を策定

平成 18 年 10 月 実施計画書を策定



モニタリング



田んぼの稲刈り



野川第一調節池 (東側)



野川第二調節池



野川 (小金井新橋下流)

# 蒲生干潟自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

干潟の再生

シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また、底生動物の宝庫である貴重な蒲生干潟の保全・再生に取り組む。

#### 2 自然再生協議会

平成17年6月に組織化し、現在の構成員数23。

個人(専門家を含む)12、団体5、関係地方公共団体3、関係行政機関3

## 3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

○自然再生の対象区域

蒲生干潟地区約58ha

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区(48ha)、県所有地(7,8ha)、民有地(1,6ha)。

# ○自然再生の目標

渡り鳥の渡来中継地である良好な湿地環境の保全、生態系の劣化防止、現状の改善に資する干潟の適正な利用を図るとともに、環境教育等を通じた自然に接することができる場の創出を目指す。

①多様な生物を育む干潟の保全・復元、②湿地を維持する水循環の再生、③砂浜環境の保全・回復、④環境保全活動・環境教育の推進及び各主体が交流する場の創出の4つの分野別目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

○蒲生干潟自然再生事業干潟・砂浜の修復実施計画

(平成20年3月作成、実施者:宮城県)

土砂侵入が顕著な箇所への越波防止堤の設置、澪筋を掘削による水交換効率の改善、導流堤の通水 断面の確保、堆積砂除去による干潟の造成等を実施

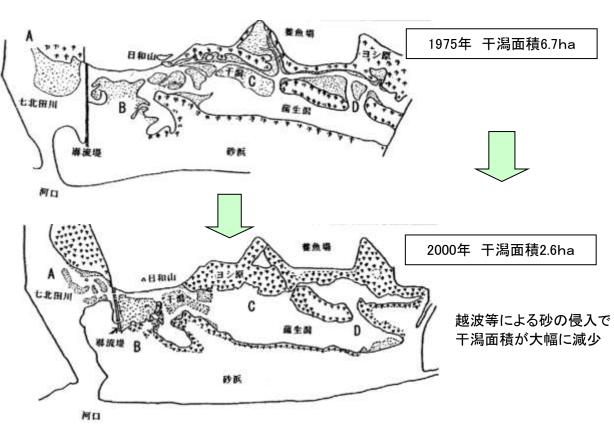
#### 【進捗状況】

干潟の干出面積減少の原因となる越波による潟への砂流入を防ぐため、越波防止堤の試験施工(H19)、 干潟内の水循環の効率化を図るための老朽化した導流堤水門の流下断面の確保、被覆石の改修工事 (H20)、試験施工(H19)の結果を踏まえた越波防止堤工(H21)を実施。

# 蒲生干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)





導流堤の老朽化による砂、海水 の流入



澪筋の消失



シギ・チドリ類の個体数の減少

# 森吉山麓高原自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

森林の再生

かつての草地として開発された森吉山麓高原をブナ林等に再生し、周辺の自然環境とともに保全を行う。

# 2 自然再生協議会

平成17年7月に組織化し、現在の構成員数21。

個人(専門家を含む)12、団体3、関係地方公共団体2、関係行政機関4

## 3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

森吉山麓高原(487.7ha)

○自然再生の目標

森林の再生には長い年月がかかるため、短期的(今後30年間)、中期的(50年後)、長期的(100年後)な目標を設定しブナ林等の再生を目指す。

短期的目標:森林の連続性に配慮しつつ、無立木地を出来るだけ少なくすることを当面の目標と し、島となる箇所の森林整備を重点的に実施し効率的な森林の造成を行う。

中期的目標:人の手から自然力へ移行させることを目標とし、人為的な森林管理から自然の営み

に遷移を任せる

長期的目標:自然に近いブナ林が再現され、植栽地に面的な広がりと階層を持った森林空間が形成され、クマゲラの生息に適した森林が再生される。

#### 4 自然再生事業実施計画

○森吉山麓高原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、平成21年4月変更、実施者:秋田県)

既に二次林へ移行している箇所についてはその推移を見守ることとし、それ以外の草地 (189.3ha) に対しては、①植栽、②土壌改良、③天然下種更新補助作業を行う。また、現地由来の苗木の育苗を実施し、様々な主体による再生活動を目指す。

#### 【進捗状況】

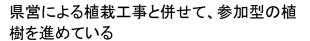
ブナを中心として実生苗(稚幼樹)の採取を行うとともに、島状植栽、列状植栽等の手法による「広葉樹林再生」を実施。また、植栽地における枯損率、樹型、樹高等のモニタリング調査を実施中。 一般参加によるブナ植樹体験等を実施。 もりよし 森吉山麓高原自然再生協議会

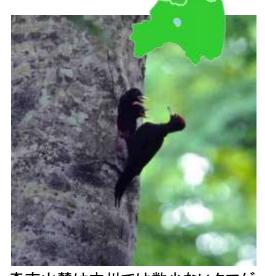


自然再生の対象となる区域(全体構想より)



昭和50年頃から約500haのブナ林が伐採され、 牧場造成が実施された





森吉山麓は本州では数少ないクマゲラの繁殖地の一つであるが、生活環境とする森林面積の不足が懸念されている



現在では牧場の需要は減少し草原の中に二次林が点在している



# 竹ヶ島海中公園自然再生協議会の取組

## 1 再生内容

サンゴ群集の再生

サンゴ群集を中心とした海洋生態系の回復に取り組む。

# 2 自然再生協議会

平成17年9月に組織化し、現在の構成員数54。

個人(専門家を含む)23、団体19、関係地方公共団体10、関係行政機関2

# 3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

# ○自然再生の対象区域

竹ヶ島海中公園(約10ha)を囲む周辺海域と、海部川、宍喰川及び野根川の3水系の河川流域とその周辺地域。

# ○自然再生の目標

エダミドリイシ(サンゴ)が健全な状態で生き続けていける豊かな沿岸 生態系の回復を目指す。

①エダミドリイシの特性把握、②海中公園周辺の環境改善、③陸域からの環境負荷の軽減、④地域の多様な主体の参加と連携による取組(協働)、⑤海中公園と共生する地域漁業の活性化の5つの目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

検討中。

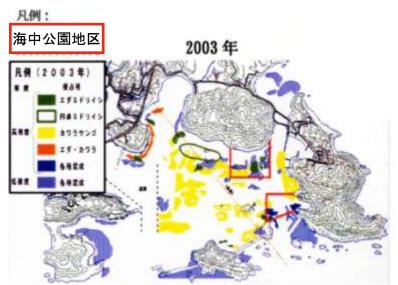
#### 【進捗状況】

防波堤の改良による流況改善のため「既設防波堤の改良方法の検討」や、エダミドリイシの特性把握のために「エダミドリイシ増殖方法の検討」などを実施。

# 竹ヶ島海中公園自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)





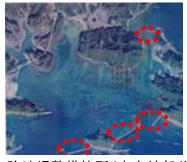
エダミドリイシサンゴ群集



カワラサンゴ 70年代はエダミドリイシ優占区域がほ とんどだったが、近年濁りに強いカワラ サンゴが優占



海底に堆積している泥



防波堤整備箇所(赤点線部分)



防波堤

防波堤等の整備により湾内の静穏度が高まった反面、湾内への 海水流入量が減少、浮泥等の滞留堆積を招きやすくなった

# 阿蘇草原再生協議会の取組

## 1 再生内容

二次的草原の再生

阿蘇の草原の維持、保全及び再生に取り組む。

#### 2 自然再生協議会

平成17年12月に組織化し、現在の構成員数138。

個人(専門家を含む)48、団体76、関係地方公共団体12、関係行政機関2

## 3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含む。

# ○自然再生の目標

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐことを目指す。

地域内外の様々な人々の連携と参加により、①美しく豊かな草原の再生、②野草資源でうるおう農 畜産業の再生、③草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生の3つの目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

○阿蘇草原自然再生事業野草地保全·再生事業実施計画

(平成21年3月作成、実施者:環境省九州地方環境事務所)

平成21年度から5年程度を目標に、牧野組合ごとに野草地環境保全計画を策定するとともに、 牧野管理省力化事業を実施。

牧野管理省力化事業については、策定された野草地環境保全計画にもとづき、①作業道整備、② 小規模樹林除去、③牛の採食行動を活用した防火帯設置工事、④野焼き再開支援事業等を計画。

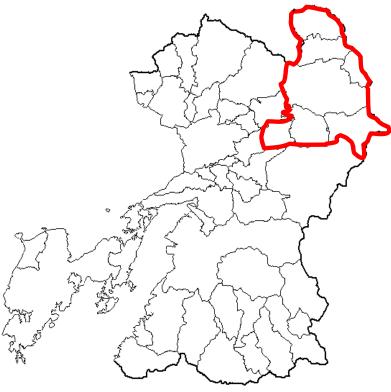
#### 【進捗状況】

平成21年度末までに15牧野組合において野草地環境保全計画を策定。

輪地切り省力化のための環境整備として、草原内の「小規模点在樹林地の除去」による輪地延長の短縮事業、防火帯を兼ねた簡易な管理作業道設置事業などを実施。

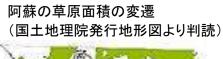
輪地切り及び野焼き支援として、ボランティアを派遣し、草原内の維持保全事業を実施。また、野焼きが中止された箇所で野焼きを再開し、野草地への再生を図る事業を実施。これまでに2箇所76 haで野焼きを再開。

# 阿蘇草原再生協議会



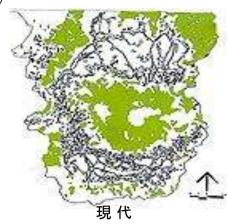
自然再生の対象となる区域(全体構想より)







昭和20年代



草原面積が大幅に減少 ※緑色部分が草原



高齢化等により輪地切り作業 等の管理が困難になった (ボランティアの導入、輪地切り の省力化)



野焼き作業の休止により、草原 から低木林化しつつある (火入れによる再草原化)



草原性の希少種であるハナシノブ (絶滅危惧IA類)の生息環境が悪化 (採草管理による生息環境の保全)

#### せきせいしようこ

## 石西礁湖自然再生協議会の取組

#### 1 再生内容

サンゴ群集の再生

優れたサンゴ礁の保全に加え、赤土流出などの陸域からの環境負荷の低減等を通じて、サンゴ礁生 態系の再生に取り組む。

#### 2 自然再生協議会

平成18年2月に組織化し、現在の構成員数87。

個人(専門家を含む)31、団体30、関係地方公共団体21、関係行政機関5

#### 3 自然再生全体構想

平成19年9月に作成。

○自然再生の対象区域

重要な区域(石西礁湖)と関連する区域(石垣島・西表島周辺海域)の両区域。

○自然再生の目標

短期目標(達成期間10年)と長期目標(達成期間30年)を定めてサンゴ礁 生態系の再生を目指す。

短期目標:サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に

軽減する。

長期目標:人と自然との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿

を取り戻す。

#### 4 自然再生事業実施計画

○石西礁湖自然再生事業 環境省事業実施計画

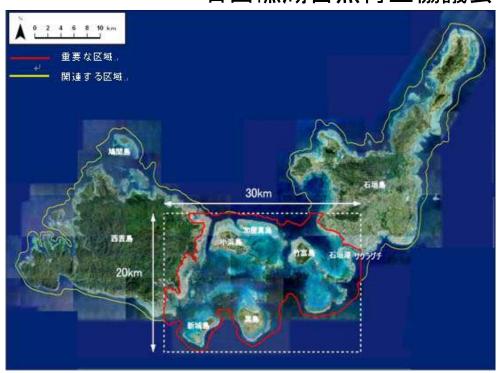
(平成20年6月作成、実施者:環境省那覇自然環境事務所)

全体構想の対象区域において、①モニタリング調査、②サンゴ群集修復事業、③オニヒトデ駆除事業、④評価手法の確立、⑤赤土流出防止等陸域対策との連携、⑥利用に関する負荷対策との連携、⑦意識の向上・広報啓発を実施。

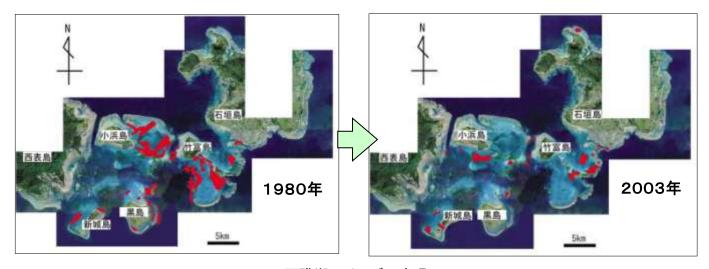
#### 【進捗状況】

サンゴ群集の修復のため、「幼生定着基盤の設置」を延べ54地点で実施(着床具の設置総個数は約38万個、移植数は約1.8万個)。また、モニタリング調査、オニヒトデ駆除、陸域からの負荷の影響把 握調査及びサンゴに関する環境学習等を実施。

# 世春世 にようこ 石西礁湖自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



石西礁湖のサンゴの衰退 ※図中の赤地域:枝状ミドリイシ高被度地域



オニヒトデの大量発生による食害



海水温の上昇に起因する白化 現象



赤土流出等、陸域からの環境負荷

# 竜串自然再生協議会の取組

### 1 再生内容

サンゴ群集の再生

海底に堆積した泥土除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を通じて、サンゴ群集の再生に取り組む。

#### 2 自然再生協議会

平成18年9月に組織化し、現在の構成員数72。

個人(専門家を含む)26、団体18、関係地方公共団体22、関係行政機関6

#### 3 自然再生全体構想

平成20年3月に作成。

### ○自然再生の対象区域

対象区域(竜串湾全域320ha)と関連する区域(三崎川〜宗呂川流域)の 両区域。

#### ○自然再生の目標

竜串湾内に本来生息しているイシサンゴ類をはじめとする多くの生き 物が健全な状態で生き続けていける環境を取り戻すことを目指す。

①沿岸生態系の保全と再生(対象区域及び関連区域)、②自然と共生した活力ある地域づくり(地域社会)の2つの個別目標を設定。

#### 4 自然再生事業実施計画

○竜串自然再生事業実施計画

(平成22年1月作成、実施者:環境省中国四国地方環境事務所)

全体構想の区域において、①豊かなサンゴ群集の保全と再生②海底の物理的・化学的環境の改善③ 持続的な自然環境の利用と地域産業の活性化④地域の多様な主体の参加と連携の推進、を実施。

#### 【進捗状況】

泥土堆積の著しい区域において、海底堆積土砂の除去実証試験を実施(約1.67ha)。また、サンゴ保全に資するため海域の水質等の調査・モニタリングを実施しているところ。

# たつくし 竜串自然再生協議会





対象区域(海域) 320ha

関連区域(陸域) 7,780ha

自然再生の対象となる地域(全体構想より:8,100ha)



下層植生が発達していない ヒノキ林地の林床(西の川流域) (間伐等の森林整備を検討)



植生の回復が見られない崩壊地 (西の川流域)



降雨時の西の川と三崎川の合 流点の状況 (左:西の川、右:三崎川本川)



衰退したサンゴ群集



海底に堆積した泥土 (吸引による泥土の除去を検討)

# 中海自然再生協議会の取組

#### 1 再生内容

湖沼環境の保全・再生

湖の富栄養化や水質の悪化、開発による湖形状の改変、アマモ場の消滅、水産資源の減少など、失われた中海全域の自然環境の再生に取り組む。

#### 2 自然再生協議会

平成19年6月に「NPO法人自然再生センター」の呼びかけにより 組織化し、現在の構成員数74。

個人(専門家を含む)51、団体9、関係地方公共団体10、関係行政機関4

#### 3 自然再生全体構想

平成20年11月に作成。

### ○自然再生の対象区域

境水道を含む中海本体(86.8km²)と大橋川を除く中海に直接流入する河川の全集水域(595km²)。

流域には、島根県松江市、安来市、東出雲町、鳥取県米子市、境港市を含む。

#### ○自然再生の目標

「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合い言葉に、昭和20年代後半から30年代前半の豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かっての中海の自然環境や資源循環の再構築を目指す。

#### 4 自然再生事業実施計画

検討中。

#### 【進捗状況】

実施計画の作成に向けて、環境学習もふくめた9つの取組について個別事業実施計画として検討中。



<sup>なかうみ</sup> 中海自然再生協議会

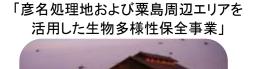


自然再生の対象となる区域 (全体構想より)

●現在検討中の取組テーマ(個別事業実施計画として検討中)



「中海干拓地承水路の環境改善と 自然循環型地域社会の構築」





「中海浚渫窪地の環境修復」



「飯梨川及びその流域の環境保全と再生」



「中海北部と東部の浅場における自然再生





「ラムサール湿地・中海子ども パークレンジャー事業」







## 伊豆沼・内沼自然再生協議会の取組

#### 1 再生内容

湖沼環境の保全・再生

ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼において、豊かな水生植物群落の復元と、多様な水鳥・在 来魚等が生息していた頃の湿地環境の再生に取り組む。

### 2 自然再生協議会

平成20年9月に組織化し、現在の構成員数38。

個人(専門家を含む)12、団体16、関係地方公共団体7、関係行政機関3

#### 3 自然再生全体構想

平成21年10月に作成。

○自然再生の対象区域

伊豆沼・内沼流域 5,265ha うち国指定伊豆沼鳥獣保護区(1,455ha)

#### ○自然再生の目標

昭和55年7月の洪水被害を受ける以前の頃の自然環境を取り戻すことを目標とし、自然環境の遷移の進行を抑制するとともに劣化した環境機能を修復し、多様な生物が生息する淡水性湖沼の生態系を有していた頃の伊豆沼・内沼への再生を目指す。

上記目標に加え、伊豆沼・内沼の将来像(関係者の「共通の希望・理想の姿」)として、

- ①水環境が改善され、沈水植物(マツモ、クロモ等)や浮葉植物(ヒルムシロ、ジュンサイ、ヒッジグサ等)など豊かな水生植物が広がり、それらを生息環境とするエビ類などの生息の回復した伊豆沼・内沼、
- ②多種の水鳥・渡り鳥 (ガン・カモ類) をはじめとし、在来魚介類 (ゼニタナゴなど)、昆虫類 など多様な生物が生息する伊豆沼・内沼
- ③周辺の農村環境や地域の人々の生活と共存し、湿地環境、湿原景観が次世代に継承されていく 伊豆沼・内沼、

を掲げている。

### 4 自然再生事業実施計画

検討中。

#### 【進捗状況】

「沈水植物の育成・増殖」、「マコモ植栽」、「ハス・ヨシの刈取り」「在来魚貝類の増殖・移植」、 「試験導水」、「水位調整」を事業内容とする計画を策定予定。

### いずぬま・うちぬま 伊豆沼・内沼自然再生協議会



自然再生の対象となる区域 (全体構想より)

伊豆沼・内沼の全景



落雁の風景



抽水・沈水植物の育成・移植

底泥をシードバンクとして活用し、回復が遅れているマコモ等の抽水植物、マツモ等の沈水植物、ヒルムシロ等の浮葉植物を育成し、沼へ移植



水生植物の植生管理 冬季に枯れた植物体を回収し、減少している抽水、沈水植物等の拡大を助長



在来魚類・貝類の増殖・放流 オオクチバス等の食害により減少したゼニ タナゴ等の在来淡水魚、イシガイ等の貝類 を増殖し、沼に放流

# 久保川イーハトーブ自然再生協議会の取組

### 1 再生内容

水辺及び里地里山の保全再生

ため池等での外来動植物対策、管理放棄が進む雑木林や水辺の適切な管理等を通じて、生物多様性の保全再生に取り組む。

#### 2 自然再生協議会

平成21年5月に民間団体「久保川イーハトーブ自然再生研究所」の 呼びかけにより組織化し、現在の構成員数25。

個人(専門家を含む) 15、団体7、関係地方公共団体2、関係行政機関1

### 3 自然再生全体構想

平成21年5月に作成。

○自然再生の対象区域

久保川流域の羽根橋から上流の立石地域。

宗教法人知勝院所有地、岩手県及び一関市が管理する久保川(支流栃倉川も含む)以外の地域については、所有者の利用を妨げない範囲での事業実施とする。

### ○自然再生の目標

当該地域の里地里山に残された生物多様性やそれを支える人の営みを 適切に評価するとともに、生物多様性を脅かしている要因を科学的なモ ニタリングと検討に基づき取り除くことで、生物多様性を再生し、恵み 豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐ。

#### 4 自然再生事業実施計画

○ 久保川イーハトーブ自然事業 侵略的外来種の排除による溜池環境の保 全・再生事業実施計画

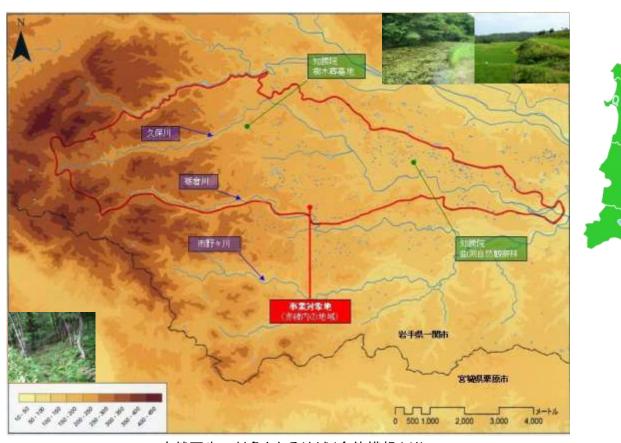
(平成21年5月作成、実施者: 久保川イーハトーブ自然再生研究所)

#### 【進捗状況】

重点地域にアナゴカゴなどを設置し、ウシガエル成体約300匹などを排除。多くの溜池でゲンゴロウが戻っていることを確認。

放牧地跡のササ原、スギ植林地、斜面の落葉広葉樹林の自然再生事業のための事業実施計画を策 定中。 くぼがわ

# 久保川イーハトーブ自然再生協議会



自然再生の対象となる地域(全体構想より)



ウシガエル防除作業



ウシガエル防除のトラップ(アナゴ籠)



オオクチバス防除作業



事前調査を行った放牧地跡のササ原



事前調査を行った放牧地跡のスギ林



事前調査を行った斜面の 落葉広葉樹林

#### うえやまこうげん

## 上山高原自然再生協議会の取組

#### 1 再生内容

スギ等の人工林の広葉樹への転換と二次的自然であるススキ草原の再生

### 2 自然再生協議会

平成22年3月に組織化し、現在の構成員数8。

個人(専門家を含む)4、団体1、関係地方公共団体2、関係行政機関1

### 3 自然再生全体構想

平成22年3月に作成。

○自然再生の対象区域

上山高原およびその周辺集落、扇ノ山等を含む区域 3,550 ha

#### ○自然再生の目標

イヌワシやツキノワグマ等絶滅が危惧される生物の生息基盤となるブナ等の原生的自然とススキ草原を保全し、生物多様性の維持・向上を図ることのみならず、環境と経済(地域づくり)が一体となった持続的な環境保全と創造のシステムを作っていく。

人と自然がまだ良好な関係を保っていたと思われる昭和30年代の状況を目標に、スギ等の人工林をブナやミズナラ等の広葉樹林へと戻すとともに、遷移が進み灌木が侵入している草原をススキ草原へと転換していくことで、森と草原双方のバランスを図りながら、上山高原の特徴ある多様な自然を再生していくことを基本方針として掲げている。

#### 4 自然再生事業実施計画

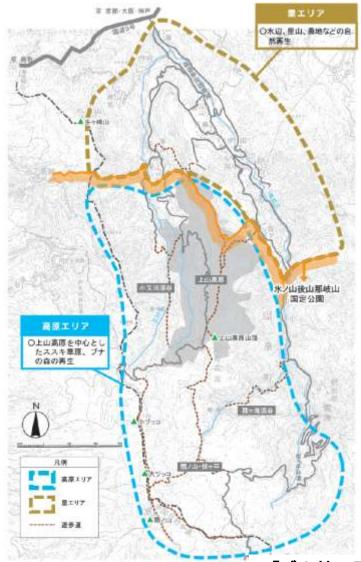
検討中

#### 【進捗状況】

ススキ草原復元にむけたササの刈り払いや灌木の伐採、ススキ草原の維持管理手法の試験(手刈り、火入れ等の作業と無作業との対照試験等)や、ブナ林の再生にむけたスギ人工林の列状伐採及び伐区への植栽、イヌワシ等の生息状況調査などを実施

# 上山高原自然再生協議会

### 【エリア区分図】





自然再生の区域をエリア区分し、目標を設定。

#### ①高原エリア

草原ゾーン;灌木・ササを伐採し、ススキを復元する、ノハナショウブ等の湿地を保全する

森林ゾーン;ブナ、ミズナラを保全する、人工 林を転換する、ブナ苗を育てる

#### ②里エリア

水辺ゾーン; 小又川渓谷など水辺の希少種を 保全する

里山ゾーン;ミズナラ林を保全する、人工林を 管理・育成する

人里ゾーン: 農地・棚田等の自然を保全する







スギ人工林の列状伐採及び伐区への植栽



【ススキ草原復元】



ブナ林



ススキ草原の維持(火入れ)



ススキ草原